

平成25年12月2日 集団指導資料(相談支援)

相談支援事業

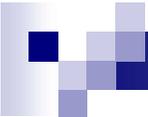


川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課



①指導の目的

指定事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）及び関連法令、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律指定事業者等指導実施要綱等に基づいて支援及び請求を行えるように、基本的事項の周知徹底をすることで、支援内容の質の確保及び計画相談支援給付費等の支給の適正化を図ること。



②運営、請求等に関する基本的な法令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の
人員及び運営に関する基準」

(平成24年厚生労働省令第27号)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の
人員及び運営に関する基準」

(平成24年厚生労働省令第28号)



「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律に基づく指定地域相談支援に要する

費用の額の算定に関する基準」

（平成24年厚生労働省告示第124号）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律に基づく指定計画相談支援に要する

費用の額の算定に関する基準」

（平成24年厚生労働省告示第125号）

「厚生労働大臣が定める一単位の単価」

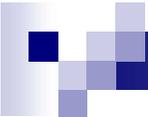
（平成18年厚生労働省告示第539号）



「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）」の基本方針

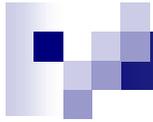
基本方針(基準省令第2条)①

- 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者等(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。
- 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。 6



基本方針(基準省令第2条)②

- 指定特定相談支援事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
- 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。



支給決定・相談支援関係事務の手引き

相談支援の種類(P6)

	市町村による 相談支援	計画相談支援	障害児相談支援	地域相談支援
実施主体	市町村	指定特定 相談支援事業者	指定障害児 相談支援事業者	指定一般 相談支援事業者
事業者 指 定	—	市町村	市町村	都道府県・指定都市・ 中核市
対象者	全ての障害児・者 及びその家族等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスを申請した障害児・者 ・ 地域相談支援を申請した障害者 	障害児通所支援を申請した障害児	【地域移行支援】 入所・入院している障害者等 【地域定着支援】 緊急時等の支援体制が必要な障害者
サービス 内 容	日常生活等に関する相談、情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用支援 ・ 継続サービス利用支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援
根拠法	障害者総合支援法	障害者総合支援法	児童福祉法	障害者総合支援法

計画相談支援・障害児相談支援の内容

1 サービス利用支援・障害児利用援助

(1) サービスの内容(P8)

- ア 障害福祉サービス等の申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案(以下「サービス等利用計画案等」という。)を作成
- イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定後に、事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」という。)を作成

計画相談支援・障害児相談支援の内容②

(2) 対象者

ア 計画相談支援の対象者(P8、9、10)

障害福祉サービスの新規申請若しくは変更の申請
(期間更新含む)に係る障害者若しくは障害児の保護
者又は地域相談支援の申請に係る障害者。

【留意点1】

障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指す。地域生活支援事業(移動支援等)は対象外。

計画相談支援・障害児相談支援の内容③

【留意点2】計画相談支援を開始する時期(P10の例2を参照)

開始時期は障害福祉サービスの変更申請時または期間更新時となる。変更決定が不要の場合は、計画相談支援のみを追加することはできない。

【留意点3】期間更新の考え方(P21、P22参照)

障害福祉サービスの支給決定有効期間が終了し、障害福祉サービスの期間更新申請を行う場合を指す。

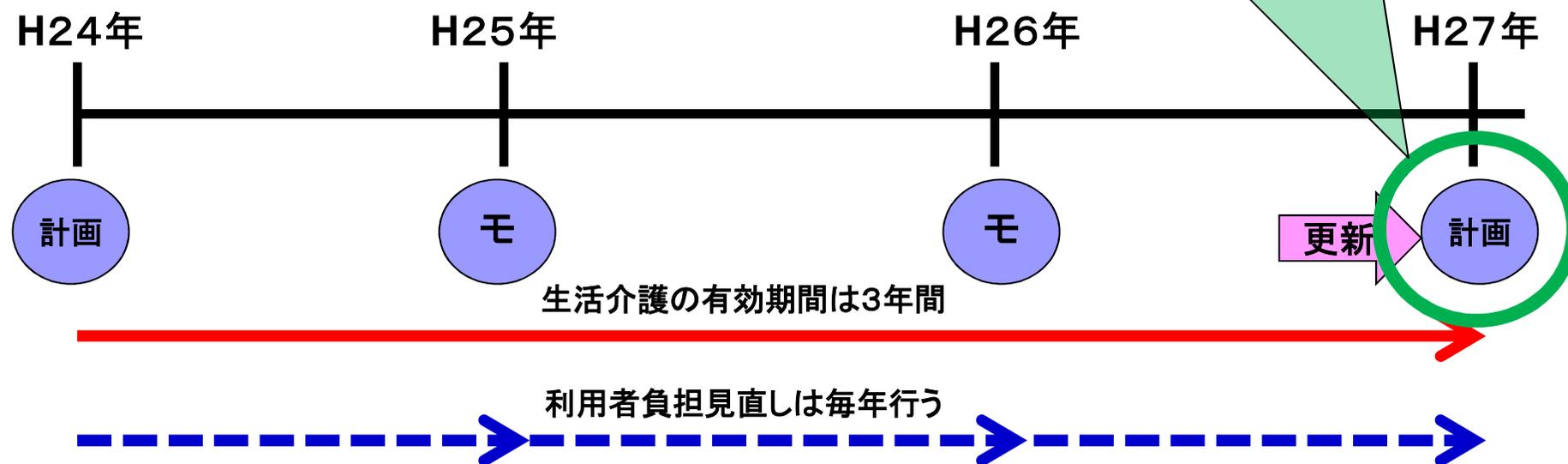
例：6月生まれで生活介護のみ利用(有効期間H24.7.1～H27.6.30)
H26.6月の更新手続きは、利用者負担適用期間の見直しに伴うものであり、障害福祉サービスの期間更新ではない。

計画相談支援・障害児相談支援の内容④

【期間更新の考え方】

障害福祉サービスの支給決定有効期間が終了し、障害福祉サービスの期間更新申請を行う場合を指す。

例1：6月生まれで生活介護のみ利用
(有効期間H24.7.1～H27.6.30)



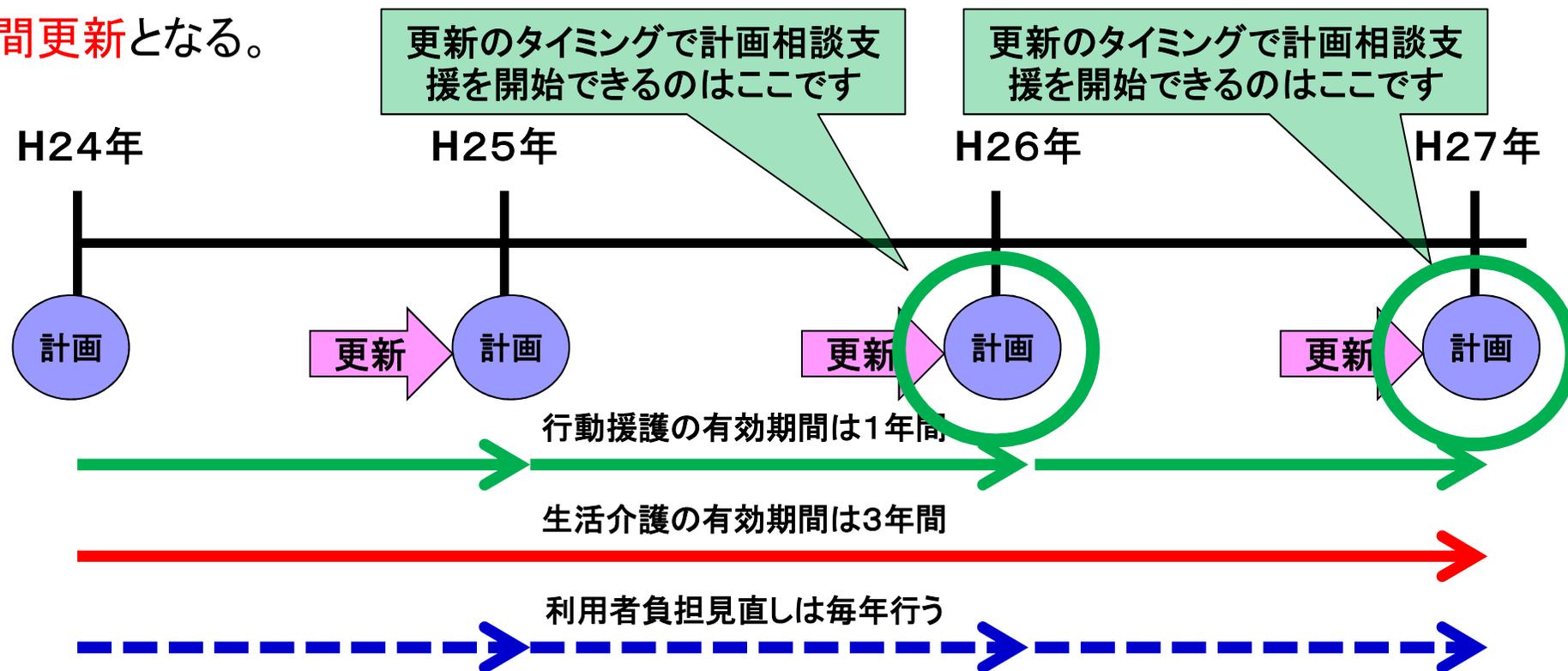
福祉サービスの有効期間と利用者負担適用期間は異なることに注意してください！

計画相談支援・障害児相談支援の内容⑤

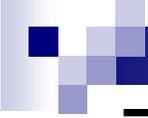
例2：6月生まれで行動援護と生活介護を利用

(有効期間：生活介護⇒H24.7.1～H27.6.30 行動援護⇒H24.7.1～H25.6.30)

生活介護は3年間だが、**行動援護は1年間のため、行動援護利用中は毎年期間更新**となる。



各障害福祉サービスの有効期間は受給者証を確認してください！



不適切な例

(1) 障害福祉サービスの更新がないのに利用者負担見直しの際に計画相談支援を開始している

⇒開始時期は、障害福祉サービスの変更または更新時となる

(2) 障害福祉サービスを利用中だが変更や更新はなく、地域生活支援事業(移動支援など)のみの変更に伴い計画相談支援を開始している

⇒たとえ障害福祉サービスを既に利用中でも地域生活支援事業の変更のみでは開始できない

(3) 利用中の障害福祉サービスに変更や更新がない状況で、計画相談支援だけが開始となっている

⇒障害サービスの変更や更新がない状況で計画相談支援のみ開始することはできない

計画相談支援・障害児相談支援の内容⑥

【留意点4】介護保険との関係(P9)

介護保険サービス利用者は、行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等を希望する場合にサービス等利用計画案の提出を求める(介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めない)。

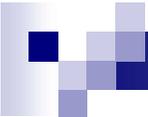
計画相談支援・障害児相談支援の内容⑦

【留意点5】計画相談支援と障害児相談支援の関係(P9)

障害児が障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を
利用する場合は障害児相談支援給付費のみ支給すること
となるため、運用上、計画相談支援の支給決定はしない。

イ 障害児相談支援の対象者(P9)

障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る
障害児の保護者。



計画相談支援・障害児相談支援の内容⑧

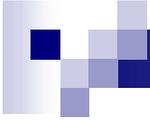
2 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

(1) 継続サービス利用支援の内容(P11)

(2) モニタリング期間の設定(P12)

a 新規で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型の支給決定を受けた者又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者

→ 利用開始から3か月間は毎月(以降は6か月ごと)



計画相談支援・障害児相談支援の内容⑨

- b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービス又は地域定着支援利用者（いずれもaに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→ 1か月(毎月)ごと

(a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者



計画相談支援・障害児相談支援の内容⑩

- c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービス利用者、地域定着支援利用者(いずれもa及びbに掲げる者を除く。)、地域移行支援利用者、若しくは障害児通所支援を利用する障害児
 - 6か月ごと
- d 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援利用者(aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。)
 - 1年ごと

計画相談支援・障害児相談支援の内容⑪

【留意点1】新規の考え方(P12、13参照)

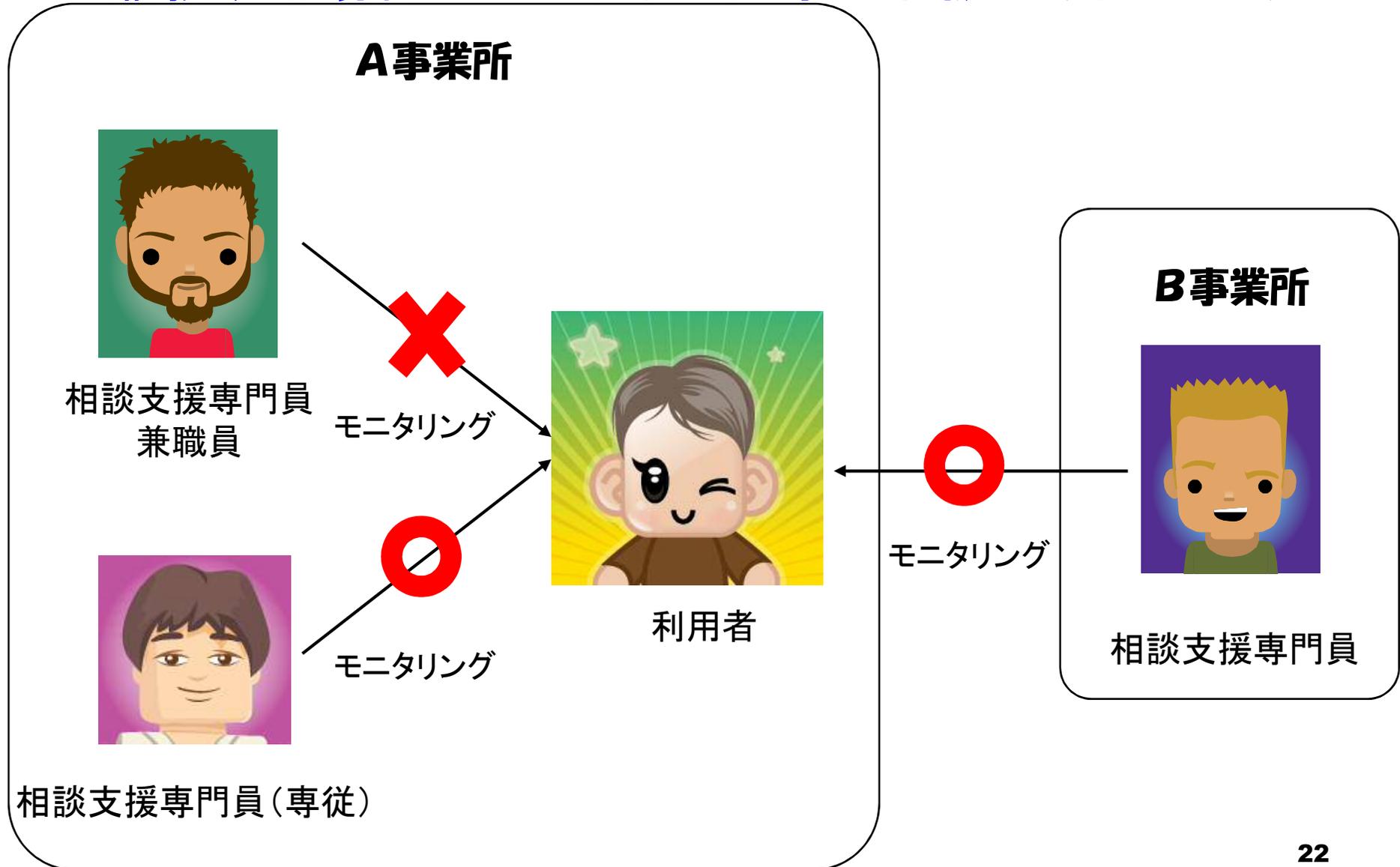
この場合の「新規」とは障害福祉サービス自体の新規利用を指しており、計画相談支援の新規ではない。

【留意点2】

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

→期間更新又は変更に係るサービス利用支援、継続サービス利用支援は当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い(イメージ)



サービスの具体的な取り扱い方針

【留意点1】

サービス等利用計画作成の留意事項(P15)

(日本相談支援専門員協会「サービス等利用計画作成サポートブック」を参照)

【留意点2】利用計画案等の記入は具体的に(P16)

サービス等利用計画案には、種類・内容・量・時間・提供事業所名(外出支援系においては行き先も含む)等を具体的に記入。

例1: 身体介護を利用する場合「身体介護 入浴介助
19:00~19:30 A事業所」)

例2: 通院等介助を利用する場合「通院等介助 B病院内科
10:00~12:00 C事業所」)



計画相談支援支給期間とモニタリング期間①

1 支給期間(P18)

(1)開始日

①新規

障害福祉サービスの開始日と同日

②更新時

更新前の支給期間の翌月1日

(2)終期日

障害福祉サービス等の支給決定の有効期間のうち
最長の有効期間の終期日

計画相談支援支給期間とモニタリング期間②

2 モニタリング期間(P18)

支給決定期間の終期月に、モニタリングを行うことを基本として、頻度を勘案して決定。

①終期月に実施

②終期月からモニタリング頻度の月を引いた月に実施

【例1：終期月12月、頻度6か月ごと】

12月実施を起点にして、6を引いた6月に実施
⇒6月と12月の年2回のモニタリングを実施

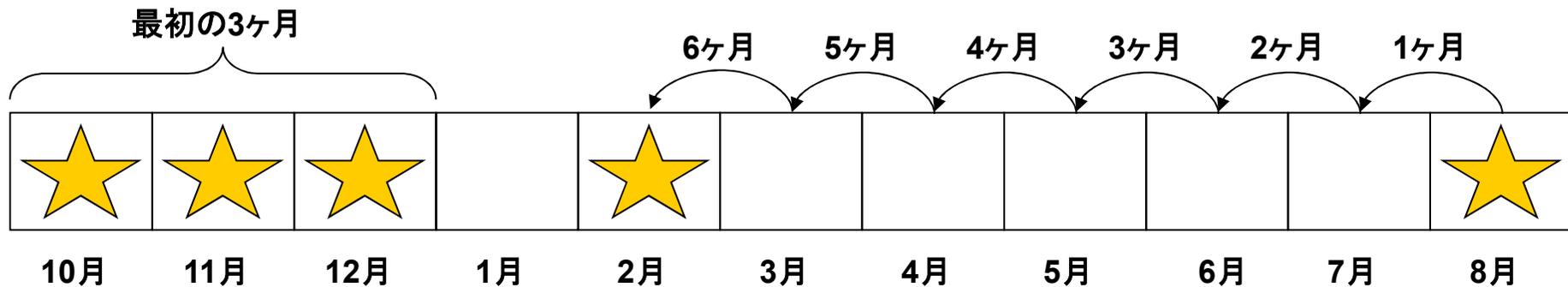
【例2：終期月12月、頻度3か月ごと】

12月実施を起点にして、3を引いた月に実施
⇒3月、6月、9月、12月の年4回モニタリングを実施

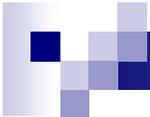
モニタリング期間の考え方

【例】8月生まれの方が、平成24年10月1日から新規で生活介護と行動援護を利用する場合。

⇒計画相談支援の支給期間は平成24年10月1日～**平成27年8月31日**、
モニタリング期間は**平成25年2月1日**～平成27年8月31日、
モニタリング頻度は6ヶ月ごと(ただし、**最初の3ヶ月間は毎月実施**)。



★ …モニタリング



報酬①(P20～)

サービス利用支援・障害児利用支援(計画作成)

⇒1600単位

継続サービス利用支援・継続障害児利用支援(モニタリング)

⇒1300単位

※ 川崎市は3級地 1単位=10.66円(平成25年度)

【留意点1】月額報酬

同一月に複数回実施しても、それぞれ1600単位、または、1300単位しか算定することはできない。

報酬②

【留意点2】 計画作成とモニタリングの同一月算定

① 同一月算定できるのは、「計画作成⇒モニタリング」の順番で実施した場合のみ

⇒ $1600 + 1300 = 2900$ 単位

② 逆の場合（「モニタリング⇒計画作成」）

⇒ 計画作成分のみ算定し（1600単位）、月をまたいだ場合も同様

（※計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリングで行えているため）

報酬③

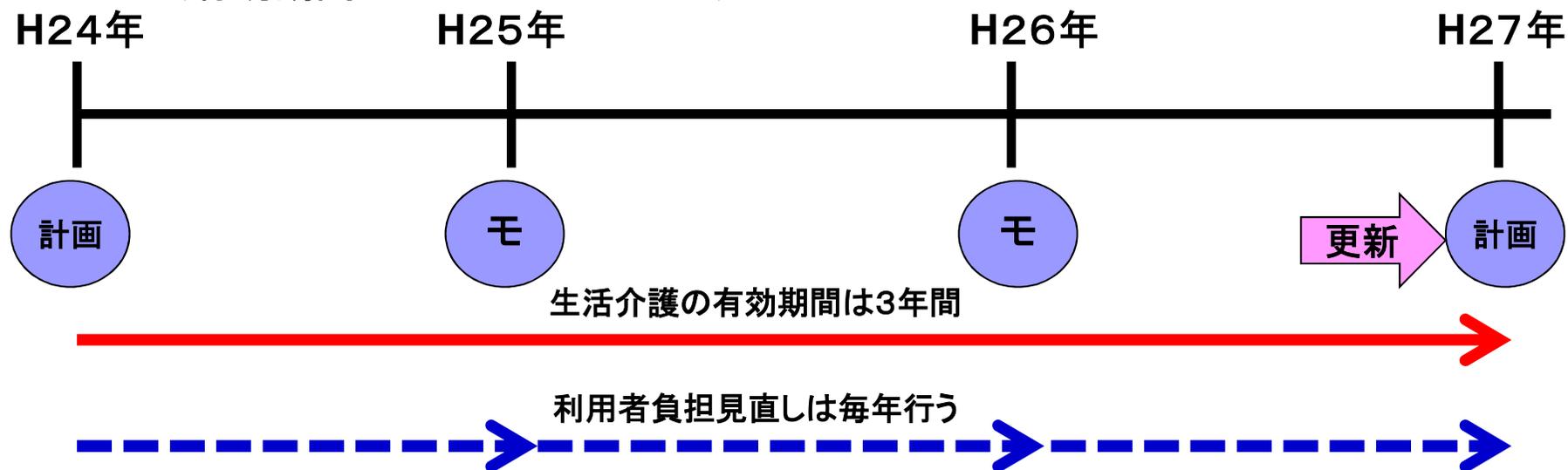
【留意点3】 期間更新の考え方(P21、P22参照)

障害福祉サービスの支給決定有効期間が終了し、障害福祉サービスの期間更新申請を行う場合を指す。

(計画⇒1600単位 モ⇒1300単位)

例1: 6月生まれで生活介護のみ利用

(有効期間H24.7.1~H27.6.30)



福祉サービスの有効期間と利用者負担適用期間は異なることに注意してください!

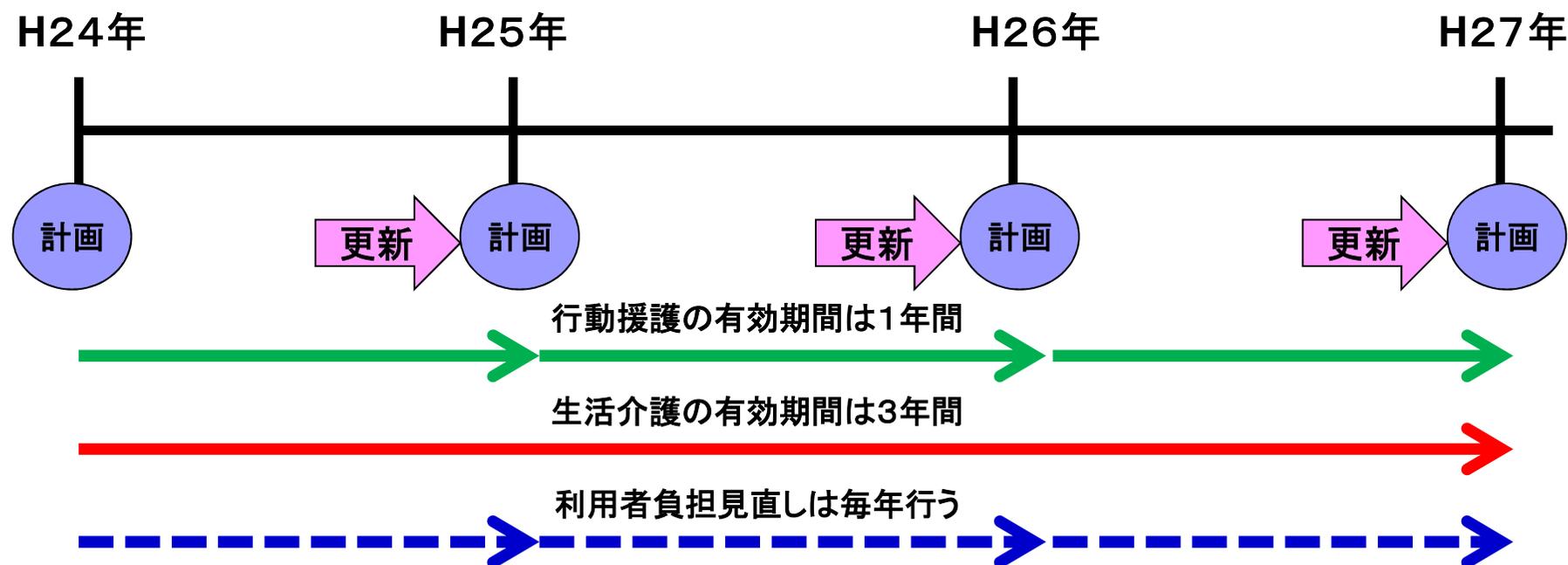
報酬④

例2: 6月生まれで行動援護と生活介護を利用

(有効期間: 生活介護⇒H24.7.1～H27.6.30 行動援護⇒H24.7.1～H25.6.30)

生活介護は3年間だが、**行動援護は1年間のため、行動援護利用中は毎年期間更新**となる。

計画⇒1600単位



各障害福祉サービスの有効期間は受給者証を確認してください！

支給決定の流れ(P23~P29)

●介護給付費の支給決定の流れ



提出様式(P27)

○必須提出、△必要に応じて提出

		サービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式								サービス担当者会議議事録等、アセスメントシート、ニーズ整理票等
		様式 1-1	様式 1-2	別紙 1	別紙 2	様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1	様式 3-2	
		サービス等利用計画案等	サービス等利用計画案等 (週間)	申請者の状況(基本情報)	申請者の状況(基本情報) (週間)	サービス等利用計画等	サービス等利用計画等 (週間)	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画 (週間)	
①申請時		○	○	○	○					△
②サービス調整会議・市審査会		○	○	○	○					△
③支給決定後						○	○			
④モニタリング	障害福祉サービス等の種類や量が変更になる場合	○	○	△	△			○		△
	曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合			△	△			○	○	△
	特に変更がない場合							△		△



地域相談支援①

1 地域相談支援の対象者(P31)

(1) 地域移行支援

◎以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者(宿泊型自立訓練は対象外)

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

イ 精神科病院に入院している精神障害者のうち、以下のいずれかに該当する者

① 直近の入院期間が1年以上の者

② 直近の入院期間が1年未満の者のうち、措置入院者又は医療保護入院者で住居の確保等の支援を必要とする者

③ 直近の入院期間が1年未満の者で、②に該当しない者のうち、地域移行支援を行わなければ入院の長期化(1年以上)が見込まれる者(サービス調整会議で支給決定可否を判断)



地域相談支援②

(2) 地域定着支援

- ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

2 サービスの具体的方針

(1) 地域移行支援(P33)

【留意事項1】地域移行支援計画

地域移行支援計画は、サービス等利用計画とは異なるものであり、地域移行支援と計画相談支援の支給を受ける場合には、それぞれの作成が必要である。



地域相談支援③

【留意事項2】GHの体験利用について(P34、P37※5)

- ①1人暮らしを目指してGHを体験宿泊
⇒体験宿泊加算ⅠまたはⅡ(地域移行支援事業者がGH事業者へ委託)
- ②GH入居を目指してGHへ体験宿泊
⇒GHの体験利用の支給決定を受ける

(2) 地域定着支援(P34、P35)

- ・地域定着支援台帳の作成
- ・常時の連絡体制の確保等
- ・緊急の事態における支援等

地域相談支援④

地域移行支援の報酬(P36)

	サービス内容	単位	算定要件
1	地域移行支援サービス費	2,300単位/月	毎月算定（ただし、利用者との対面による支援を少なくとも月2回以上実施すること。）
2	特別地域加算	+15/100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等。川崎市は対象外。）の精神科病院若しくは障害者支援施設又はのぞみの園等に入院又は入所している場合に、所定の単位数に加算
3	退院・退所月加算	2,700単位/月	退院・退所月（退院・退所月が月初等の場合は、退院・退所月の前月）に加算。 ただし、退院・退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定しない。（※1）
4	集中支援加算	500単位/月	退院・退所月以外で月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算
5	障害福祉サービス事業の体験利用加算	300単位/日	障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験利用を行った場合に加算（※2・3）
6	体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位/日	体験宿泊を行った場合に加算（※4～9）。 （Ⅱ）が算定される場合は除く。
7	体験宿泊加算（Ⅱ）	700単位/日	夜間支援を行う者を配置等して体験宿泊を行った場合に加算（※4～9）

地域相談支援⑤

地域定着支援の報酬(P38)

	給付費名称	単位	算定要件
1	体制確保費	300単位／月	毎月算定（常時の連絡体制の確保等を行う。）
2	緊急時支援費	700単位／日	利用者の障害特性に起因して生じた緊急事態等において、居宅訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定（算定できる日数に上限はない。）
3	特別地域加算	+15／100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等）の精神科病院若しくは障害者支援施設又はのぞみの園等入院又は入所している場合に、所定の単位数に加算。

請求事務

請求に必要な書類(P41)

(1) サービス利用支援及び障害児支援利用援助

サービス等利用計画・障害児支援利用計画(利用者による署名又は捺印を受けたもの)の写し

(2) 継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助

モニタリング報告書(利用者による署名又は捺印を受けたもの)の写し

(3) 地域移行支援

地域移行支援提供実績記録票(利用者による署名又は捺印を受けたもの)の写し

(4) 地域定着支援

地域定着支援提供実績記録票(利用者による署名又は捺印を受けたもの)の写し

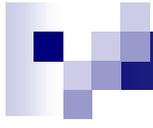
※ 緊急対応がなく、体制確保のみの場合、提供実績記録票は不要

◎ 上記書類を毎月11日までに市役所へ提出(区役所への提出分とは別に提出)

* 計画相談支援・地域相談支援⇒障害計画課

* 障害児相談支援⇒こども福祉課

未提出、提出遅延が散見されます
期日までにご提出ください



請求事務

よくあるエラーと対応策①

コード	エラー内容	原因	対応方法
EG76	資格：計画相談支援 給付対象外の受給 者です	①既に支給決定が終了した サービスの請求をしている、 ②受給者証が更新されていな い	利用者等から最新の受給者証を収受して 内容を見て、支給決定内容と請求情報の 差異を確認。内容に疑義がある場合や支 給期間が終了している場合は所管区へ相 談する
ED02	資格：明細情報が重 複しています	サービス利用支援と継続サー ビス利用支援を同一月に別々 に請求している	最初に登録された請求情報が有効となっ ているため、後から送付した請求情報を有 効にしたい場合は、一旦、『請求の取下 げ』を行ってから、再度請求情報を送付 する。その際、サービス利用支援と継続 サービス利用支援を同時に請求する場合 には、2900単位を請求できるコードを使用 する
EC01	受付：基本情報が重 複しています	同一の請求情報に、受給者番 号・提供月が同一のデータが 複数ある	最初に登録された請求情報が有効となっ ているため、後から送付した請求情報を有 効にしたい場合は、一旦、『請求の取下 げ』を行ってから、再度請求情報を送付 する
EC02	受付：明細情報が重 複しています	同一の送信ファイルに同一の 請求情報を二重に送付してい るためにエラーとなっている	

よくあるエラーと対応策②

EG02	<p>資格: 受給者台帳に 該当の受給者情報が 存在しません</p>	<p>①入力した受給者証番号や市 町村番号が誤っている ②受給者証の処理が遅く、国 保連に受給者情報が登録され ていない</p>	<p>①利用者等から最新の受給者証を収受し て内容を見て、支給決定内容と請求情報の 差異を確認。市町村番号の誤りや受給者 証番号の桁数不足が多いので注意 ②翌月請求までお待ちください</p>
EE24	<p>受付: 単位数単価が 単位数表の単位数単 価と一致しません</p>	<p>年度替わりの際に、旧年度の 地域区分や単価でデータを作 成している</p>	<p>平成27年度まで毎年地域区分及び単価 が変動するので、対象月のものを確認する</p>
EG03	<p>資格: 受給者台帳に 該当する支給決定が 存在しません</p>	<p>①誤って支給決定していない サービスの請求をしている ②受給者証の処理が遅れてい る</p>	<p>利用者等から最新の受給者証を収受して 内容を見て、支給決定内容と請求情報の 差異を確認。内容に疑義がある場合や支 給期間が終了している場合は所管区へ相 談する</p>

よくあるエラーと対応策③

EE20	受付:地域区分コードが事業所台帳と一致しません	年度替わりの際に、旧年度の地域区分や単価でデータを作成している	平成27年度まで毎年地域区分及び単価が変動するので、対象月のものを確認する
EE24	受付:単位数単価が単位数表の単位数単価と一致しません		
EG77	資格:計画相談支援給付有効期間外の受給者です	①既に終了したサービスについて、支給決定期間外に請求をしている	利用者等から最新の受給者証を収受して内容を見て、支給決定内容と請求情報の差異を確認。内容に疑義がある場合や支給期間が終了している場合は所管区へ相談する
EG13	資格:該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です	②各(地)区の支給決定が遅れたために請求システムの情報最新更新されていない	

過誤申立及び請求取り下げについて

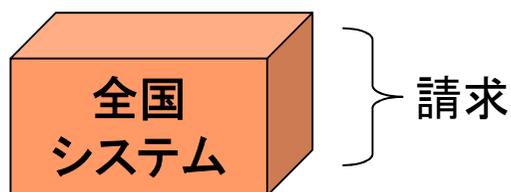
■ 申立期限

過誤再請求する月の3日までに(3日が土日等の場合は翌開庁日まで)障害計画課宛にFAXする

■ 一度過誤した月を再度過誤する場合

過誤申立書の請求年月は直近に再請求した月を記載
(初回の請求年月を記載しないこと)

過誤申立書(川崎市版)の表記について



全国システムにチェックしてください。
 全国システムの請求を過誤
 かながわシステムの請求のみ過誤

■ 請求取り下げ

請求期間の10日を過ぎた後に、請求を取り下げる場合には、過誤申立申請書の「取り下げ」に○をして、毎月20日までに障害計画課宛にFAXする



障害福祉情報サービスかながわ(らくらく)について

障害計画課からのお知らせ等は当ページに掲載することが多いため、こまめにご確認ください。

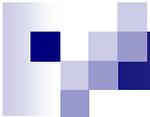
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

※お知らせ等を掲載した際には、必要に応じてアドレス登録をしている事業所に対してメール配信を行います。未登録の事業所は速やかに登録してください。登録手続き方法は以下に掲載されているマニュアルを確認してください。

掲載場所：書式ライブラリ→10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等→ご利用者向け



その他



各種届出関係①

- ・変更事由発生後10日以内に届け出が必要
- ・廃止するときには1か月前までに届け出が必要(指定書は廃止後に提出してもよい)
- ・指定(更新)申請は毎月15日(閉庁日の場合は前日)までに提出があれば翌月1日付けの指定の対象とする



各種届出関係②

○変更が生じた場合に届出が必要な事項(一部)

- (事業所、法人の)名称
- (事業所、法人の)所在地
- 法人の代表者
- 定款等
- 管理者
- 相談支援専門員**(※相談支援専門員が変更した場合も届出が必要です)

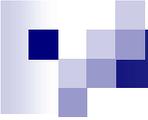
など、詳しくはお問い合わせください。

相談支援従事者現任研修受講のイメージ

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者**初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度**ごとの各年度末日までに、修了する必要があります。

例えば、平成25年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方が、平成31年度から平成35年度までの間において、相談支援専門員として従事するためには、平成26年度から平成30年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。平成30年度までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければなりません。





サービス等利用計画の必要性

(日本相談支援専門員協会「サービス等利用計画作成サポートブック」より)

1 ニーズに基づいた本人中心の支援を受けられる

幅広い情報提供、懇切丁寧な説明、希望する生活を含む必要なニーズアセスメントを受け、複数のサービス調整を受け、一体的・総合的にサービスを提供されることにより、本人中心の支援を受けることが可能になる。

2 チームによる質の高いサービスを提供できる

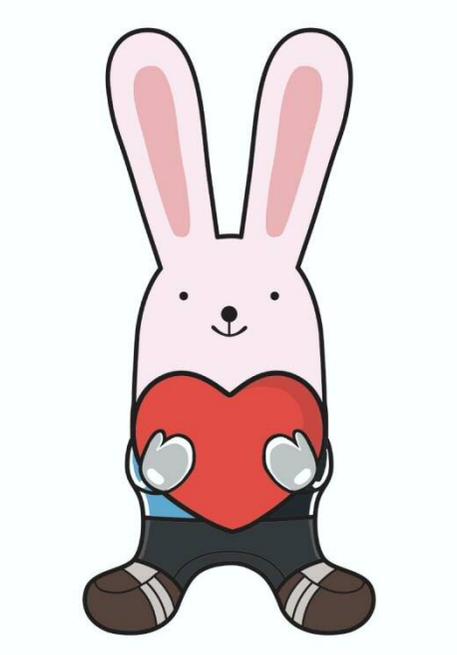
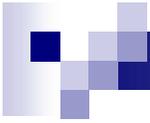
保健・医療・福祉・教育等の領域を超えて、チームアプローチや協働による支援が可能になる。

3 サービス提供(支給決定)の根拠となる

障害者の生活実態や望む生活等のニーズを明らかにし、それを実現するためにはこのような種類のこれだけの量のサービスが必要であるということ明らかにし、サービス提供や支給決定の根拠となる。

4 地域全体のサービス充実の契機となる

サービス等利用計画の作成や調整の地域に不足しているサービスについての気付きが生まれ、個別の課題から地域の課題への認識へ発展する。それが自立支援協議会等で検討され、地域における障害者サービスの充実へつながる。



**長時間お疲れさまでした。
今後どうぞよろしくお願
いいたします。**